

樹木剪定等業務仕様書

1 対象校

西生田中学校

2 樹木剪定

(1) 剪定対象樹木

ア 枯れ枝

イ 成長が止まった弱小枝(弱小枝)

ウ 著しく病害虫におかされている枝(病害虫枝)

エ 通風、採光、架線及び人車の通行等の障害となる枝(障害枝)

オ 折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝)

カ 樹冠、樹型及び生育上不必要な枝(無駄枝、根枝、胴吹、従長枝、絡枝、懐枝、立枝、逆さ枝、車枝、対生枝及び並行枝)

(2) 剪定方法

ア 一般事項

(ア) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。

(イ) 下枝の枯死を防ぐよう、原則として上方を強く下方は弱く剪定する。

(ウ) 太枝の勢定は、切断か所の表皮がはがれないよう切断予定か所の 10 cm上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした後、切り返しを行う。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理等を行う。

イ 切詰剪定

主として、新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠をつくるにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽。ただし、ヤナギ等は内芽)とする。

ウ 切り返し剪定

・樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、樹冠を小さくする場合等に行い剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根から切り取る。

・また、骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけ、その部分から先端の太枝を切り取る。

エ 枝抜き勢定

混み過ぎた部分を空かすため、樹冠の姿勢及び構造上不必要な枝(無駄枝)等をその枝の付け根から切り取る。

オ 業務終了後は後片付け(切断した枝の処理等)を行い、汚した箇所は清浄する。

3 樹木伐採

(1) 伐採対象樹木

伐採の対象は、枯損木及び管理上支障となる樹木である。

(2) 伐採方法

作業の実施にあたっては、根元から鋸、チェーンソー等で切り倒すこと。

4 完了報告

作業毎の実施状況写真を別紙「作業完了報告書」に添付する。

なお、写真は作業の実施前・実施中及び実施後の状態をそれぞれ同一の位置及び方向から撮影する。

5 その他

- (1) 作業完了報告書の確認印は学校長印(公印)とする。
- (2) 各学校の剪定等の日時及び方法等詳細については、発注者及び学校と協議上決定すること。
- (3) 作業車は足元を整理のうえ、周辺の安全も配慮し作業すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、次の法規を遵守すること。

ア 川崎市契約条例及び川崎市契約規則

イ 建設業法

ウ 道路交通法

エ 労働安全衛生規則

オ 労働者、災害補償保険法及び同施行規則

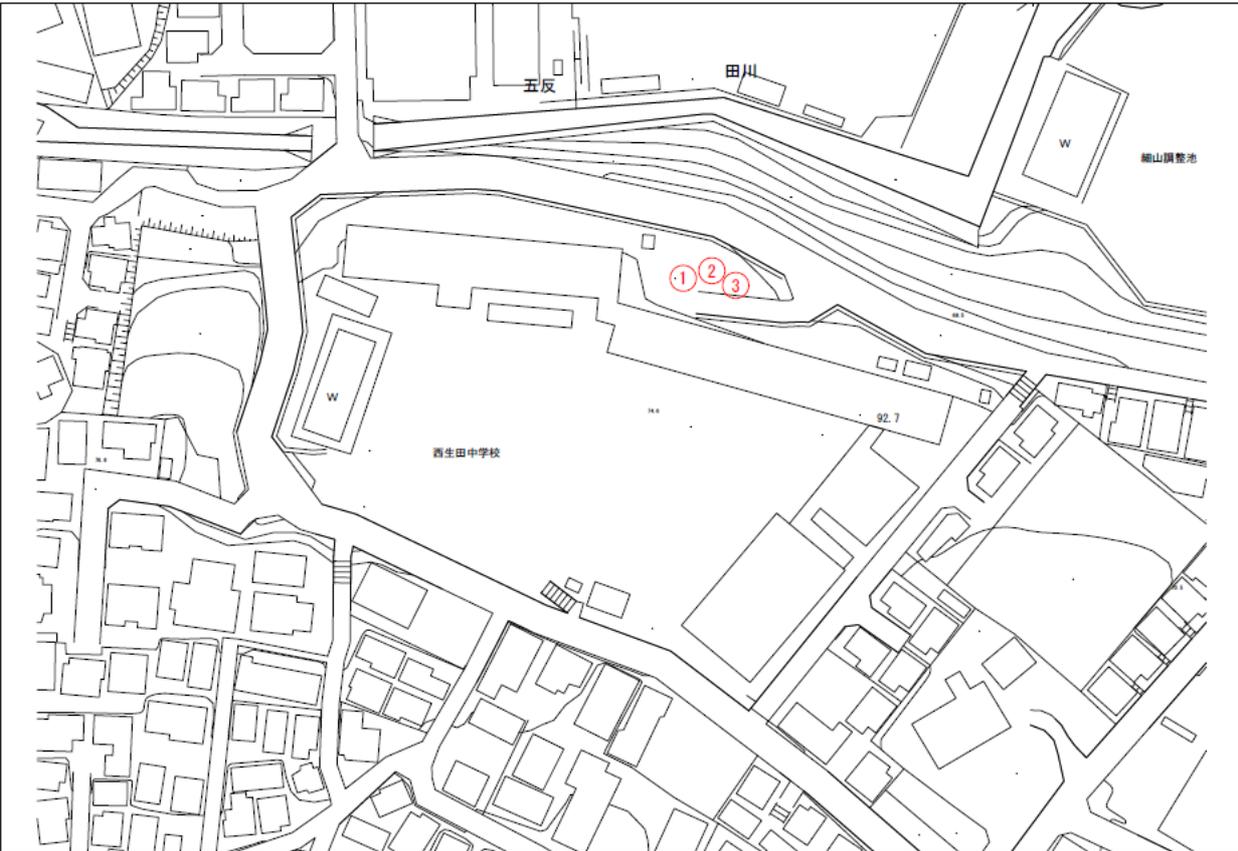
カ 労働基準法及び職業安定法並びに同施行規則

6 履行期間

契約日から令和7年1月31日までとする。

対象樹木一覧

	内 訳	数 量	単 位	備 考
①剪定	サクラ C=121cm	1	本	
②剪定	サクラ C=213cm	1	本	
③剪定	サクラ C=123cm	1	本	



(受託者→学校→受託者→発注者→教育環境整備推進室)

作業完了報告書

令和 年 月 日

学 校 長 様

(受託者)

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

業務名 樹木剪定等 (_____ 小 ・ 中 学校)

が、完了しましたので、報告いたします。

上記の業務について、完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

川崎市立 _____ 学校長 _____ 印